

証券コード 7554
2026年6月1日
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株 主 各 位

福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1
株 式 会 社 幸 楽 苑
代表取締役会長兼社長 新 井 田 傳

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第56期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://hd.kourakuen.co.jp/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の上場会社情報サービスにアクセスの上、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、株主総会招集通知の情報をご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年6月17日（水）午後5時までに到着するようご送付くださるか、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上当社の指定するウェブサイトより2026年6月17日（水）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本準備金の額の減少の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告5. 会計監査人の状況
 - ・事業報告6. 会社の体制及び方針
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査役会の監査報告書
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2026年6月17日(水)

午後5時到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2026年6月17日(水)

午後5時行使分まで

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月18日(木)

午前10時(受付開始:午前9時)

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

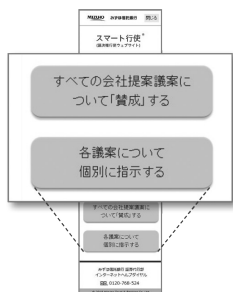
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

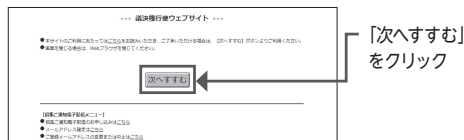
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

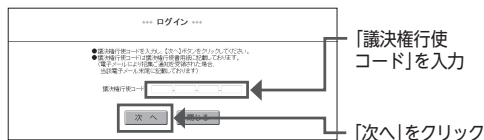
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

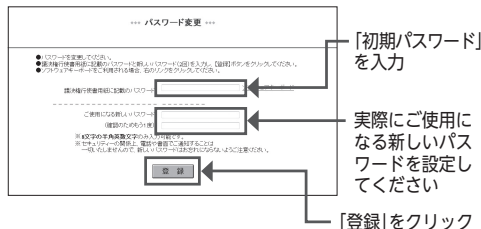
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国の経済は、堅調な企業業績に支えられた継続的な賃上げによる雇用・所得環境の改善に加えて、政府による物価高対策などにより景気は底堅く推移いたしました。一方、円安の進行、日銀の金融政策変更に伴う長期金利の上昇、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、米国・イスラエルによるイラン攻撃に伴うエネルギー価格の高騰など、物価上昇によるわが国経済の押下げリスクは顕在化しております。

外食産業におきましては、継続的な賃上げ効果及び、好調なインバウンド需要により外食需要は堅調に推移しました。一方、一昨年より続く米価格をはじめとする食材価格の上昇、店舗建築資材価格の高止まり、賃上げや人手不足に伴う人件費関連コストの上昇などにより店舗運営コストは上昇しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような経済環境の中、当社は「より多くの人々のよりふだんの食の場面によりおいしい味でより低い価格の商品をより速いスピードで提供することに私達は喜びをもちとう」を経営理念に、お客様へ安心安全で快適な食事環境を提供することを基本方針として取り組んでおります。

昨年公表した中期経営計画「幸楽苑レジリエンス」における当事業年度の進捗状況についてご説明いたします。

① ブランディング

自社工場による製造直販を活かした積極的なメニュー開発を行い、グランドメニュー（定番商品）と季節限定商品のそれぞれに新たな価値を創出することにより、お客様の来店回数増加に繋げ、いつ来店されても飽きの来ないメニューラインアップを提供し「幸楽苑」ブランドの定着を図っております。

当事業年度の季節限定商品は、地球温暖化による記録的な猛暑に対応した夏季限定商品7種類を含め、全22種類を販売いたしました。また、キャッシュレス決済にコード決済を追加し、現金、クレジットカード、電子マネー、コード決済でのお支払いが可能となり、お客様の利便性向上を行いました。

② 人財育成戦略

今後の事業拡大には中核となる人財育成が必要と考え、新卒・キャリア採用を強化し、社員教育の充実に取り組んでおります。当事業年度は8年ぶりに新卒採用活動を行い、4月に新入社員を迎え入れました。また、キャリア採用はパート社員の正社員登用を含め順調に推移いたしました。社員教育においては、店長候補への店長育成カリキュラム教育などにより店舗QSC・お客様満足度向上を図りました。

③ 投資戦略

既存店舗の付加価値向上を目的に店舗改装（ブランドイメージカラーの統一）に取り組み、今後の事業拡大に向けた新店舗開発を行っております。当事業年度は23店舗の改装を行い、新店2店舗を開店いたしました。海外フランチャイズ・タイ王国「プレジデント幸楽苑」において2店舗を新たに開店しております。また、製造直販の基礎となる新工場の建設用地取得を行いました。新工場の操業開始は2028年12月を予定しております。

④ SDGs・ESG経営

社会的な企業価値向上を目的として、環境（食品リサイクル、温室効果ガス削減）、社会（お客様の安心・安全、ダイバーシティ推進）、企業統治（ガバナンス・コンプライアンス強化）に取り組んでおります。

当事業年度は店舗改装に合わせCO₂排出量の少ない高効率の店舗設備（スーパウォーマー、空調設備、ボイラーなど）への更新を行っております。店舗建替えに伴う新築オープンとなった安積店は「ZEB Ready型店舗」として、当社の次世代型店舗として環境に優しいイメージリーダーとしての役割を担ってまいります。また、地域貢献活動として、子ども食堂へ「幸楽苑のお食事券」寄付、「郡山ブラックラーメン」の無償提供を行っております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高29,404百万円、営業利益1,515百万円、経常利益1,527百万円、当期純利益1,155百万円となりました。

また、当事業年度末の店舗数は、幸楽苑イオンモール秋田店のオープンなどにより366店舗となりました。店舗展開は、国内直営店346店舗、国内外フランチャイズ20店舗（国内11店舗、海外9店舗）となりました。

なお、「ラーメン事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資額の総額は、1,652百万円であります。その主なものは、次のとおりであります。

ラーメン事業	1,610百万円・新規出店	109百万円
	・工場設備	526百万円
	・既存店改装等	974百万円
全社（共通）	41百万円・ソフトウェア等	41百万円

(3) 資金調達の状況

事業活動における必要資金につきましては、主に営業活動から得られる資金によりまかなっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

業績の進展に合わせ中長期経営ビジョンの見直しを行い、中期経営計画を修正しました。新たな期間を2027年3月期から2029年3月期として取り組んでまいります。

なお、計画は中東情勢など、不確定要素が多いことから暫定版として実践し、情勢を見極めながら計画を遂行してまいります。

確定版については、9月中間期の情勢と見通しをもって再度策定し公表する予定です。

- ① 2027年3月期は新規出店目標を10店舗、次年度以降も10店舗から20店舗程度のペースで東北・関東地区を中心としたドミナント方式で展開し業容の拡大に取り組みます。
- ② 店舗リニューアルの年度目標21店舗を計画的に実施するとともに、リニューアル効果による客数増加・売上増加を図ります。
- ③ ロードサイド店舗の営業時間延長（24時まで）についても順次推進し、利便性の向上に努めてまいります。
- ④ 生産面においては、郡山新工場（仮称）の建設（稼働予定2028年12月）、現郡山工場の増員及び小田原工場の設備更新等により、新店舗オープンや店舗リニューアル、営業時間延長等の売上増加計画に対応し、500店舗展開を見据えた商品供給能力を段階的に確保する計画です。
- ⑤ 自社生産体制を強みとした商品開発力の更なる深化により、継続的な季節限定商品の販売を行い、充実した商品ラインナップで差別化を図るとともに独創性を打ち出してまいります。

なお、当事業年度末日現在において当社が投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 当社の事業展開について

当社は外食事業であることから、国内外の景気の悪化・低迷やエネルギー供給条件等の高騰により店舗営業に支障又は経費が急騰した場合等の外的要因、あるいは、当社固有の問題発生等により、当該事業の展開に何らかの支障が生じた場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、店舗の商圈が隣接するようなドミナント出店方式を継続し、出店地域のマーケットシェアを高めていく方針であります。しかしながら、ラーメン事業が「幸楽苑」の単一ブランドであることと、出店エリアが東北・関東に集中していることで、消費者嗜好の変化や自社競合の発生等により、営業戦略を変更する可能性があります。

② 自然災害について

当社の営業店舗や工場所在地を含む地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、店舗・工場設備の損壊、社会インフラ・物流の寸断等の理由から、正常な店舗営業が困難となり業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 2023年3月期	第 54 期 2024年3月期	第 55 期 2025年3月期	第 56 期 (当事業年度) 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	8,749	8,874	18,843	29,404
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	△463	△619	413	1,527
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	△3,908	△504	799	1,155
1株当たり当期 純利益または 1株当たり当期 純損失 (△) (円)	△259.74	△32.57	48.16	60.47
総 資 産 (百万円)	9,880	9,069	12,494	13,449
純 資 産 (百万円)	1,692	1,851	5,992	7,189

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、らーめん店のチェーン展開による外食事業を主な内容として、事業を展開しております。なお、「ラーメン事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

事業区分及び主な事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
ラーメン事業	ラーメン、餃子等の製造・直販
	フランチャイズ加盟店の募集、フランチャイズ加盟店への麺・スープ等の食材並びに消耗品等の販売、経営指導業務、店舗内装の設計・施工管理、建築の施工管理、建築の設計及び監理業務、厨房機器の販売等

(12) 主要な営業所及び工場

- ① 当社本社 福島県郡山市
- ② 店 舗 366店舗 : 国内 (全国17都県) 357店舗
: 海外 (タイ王国) 9店舗
- ③ 生産拠点 郡山工場: 福島県郡山市
小田原工場: 神奈川県小田原市

(13) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ラーメン事業	531 (2,479)
全社(共通)	50 (-)
合計	581 (2,479)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日7時間45分換算)を外数で記載しております。
3. 従業員数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社東邦銀行	450 百万円
株式会社七十七銀行	300
株式会社秋田銀行	200
株式会社大東銀行	108
株式会社福島銀行	30

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 19,437,749株 (自己株式1,394,692株を除く。)
(3) 株主数 34,854名 (前期末比2,717名増)
(4) 単元株式数 100株
(5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ラ ニ ケ ア コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,204,598 株	11.3 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,450,500	7.4
ア リ ア ケ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	450,970	2.3
日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社	445,830	2.2
株 式 会 社 東 邦 銀 行	401,360	2.0
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	366,400	1.8
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	325,900	1.6
株 式 会 社 大 東 銀 行	266,825	1.3
株 式 会 社 N N ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	196,600	1.0
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	166,400	0.8

(注) 持株比率については、自己株式(1,394,692株)を控除して算出しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2024年6月21日
発 行 決 議 の 日	2024年6月21日
保 有 人 数 及 び 新 株 予 約 権 の 個 数 当 社 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く) 当 社 社 外 取 締 役 当 社 社 外 監 査 役	(新株予約権 1 個につき100株) 4名 1,600個 — — — —
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	160,000株 (注) 1
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額	1株当たり 1,360円 (注) 2、3
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2026年6月22日 至 2029年6月21日
新 株 予 約 権 の 行 使 に よ る 株 式 を 発 行 す る 場 合 の 株 式 の 発 行 価 格 及 び 資 本 組 入 額	発行価格 1,360円 資本組入額 680円
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合、または執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合には任期満了により退任した場合、または執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。 ③その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新 株 予 約 権 の 取 得 条 件	①当社は、新株予約権者が上記による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
譲 渡 に よ る 新 株 予 約 権 の 取 得 の 制 限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組 織 再 編 成 行 為 に 伴 う 新 株 予 約 権 の 交 付 に 関 す る 事 項	(注) 4

- (注) 1. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
新井田 傳	代表取締役会長兼社長		花春酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社ラニケアコーポレーション 代表取締役社長
渡辺 秀夫	専務取締役		
芳賀 正彦	専務取締役	営業本部長	
佐野 篤	常務取締役	管理本部長 社長室長	株式会社ラニケアコーポレーション 専務取締役
鹿野 昌彦	取締役	営業副本部長 第1店舗運営部長	
小河原 佳子	社外取締役		武蔵丘短期大学健康生活科健康栄養専攻教授
鈴木 廣明	社外取締役		国立大学法人福島大学学外理事(非常勤)
星野 昌洋	社外取締役		
佐藤 健次	常勤社外監査役		
芳賀 裕	社外監査役		ロアフォルジュ司法書士事務所 所長
吉津 健三	社外監査役		きつ法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役小河原佳子氏、鈴木廣明氏及び星野昌洋氏の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐藤健次氏、芳賀裕氏及び吉津健三氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役小河原佳子氏、鈴木廣明氏、星野昌洋氏及び監査役佐藤健次氏、芳賀裕氏、吉津健三氏の6氏は、東京証券取引所に、独立役員として届け出ております。
4. 2025年8月7日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
渡辺 秀夫	専務取締役	管理本部長	専務取締役	
佐野 篤	常務取締役	社長室長	常務取締役	管理本部長 社長室長
鹿野 昌彦	取締役	営業副本部長 第1店舗運営部長 兼店舗運営企画部長	取締役	営業副本部長 第1店舗運営部長

5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任時の地位	退任時の担当	重要な兼職の状況	退任日	退任理由
須佐 真子	社外取締役		福島県商工信用組合理事長	2025年5月31日	辞任

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

本方針につきましては、取締役会の決議により、以下のとおり決定しております。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

□ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等並びに非金銭報酬として、取締役の報酬と当社の業績及び企業価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式給付信託の導入及びストック・オプションを発行している。株式給付信託制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となる。

ニ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会(委任を受けた代表取締役社長)は示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。

業績連動型株式報酬制度の導入は、2019年6月21日開催の第49期定時株主総会において決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く。)の員数は4名です。

業績連動型株式報酬の額の算定方法は、事業年度毎に、役員株式給付規程に基づいた取締役(社外取締役を除く。)毎に定めたポイントに業績達成度に応じた評価係数を乗じたポイントを決定しております。

業績連動報酬に係る指標については、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標として、業績の最終結果を表す当期純利益を採用しております。

また、基本報酬とは別枠で、2024年6月21日開催の第54期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額18百万円以内とする(ただし3年分累計54百万円以内を一括して支給できるものとする)とともに、各事業年度に発行する新株予約権の上限は740個とする(ただし、3年分累計の場合の上限は2,200個とする)ことを決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長 新井田 傳がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

上記の委任をうけた代表取締役会長兼社長 新井田 傳は、②二に記載の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

代表取締役会長兼社長 新井田 傳が、上記事項に基づき委任された権限の範囲内で決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると、取締役会は判断しております。

なお、当社の経営状況に精通しており、各取締役の業務執行状況を把握していることから、代表取締役会長兼社長 新井田 傳に決定の権限を委任しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	104,418 (14,000)	91,300 (14,000)	— (—)	13,118 (—)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額216,000千円以内であります (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。
(2007年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内であります。
(2007年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)
4. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
5. 非金銭報酬等については、「②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」及び「③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載の方針等に沿って決定しております。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は「(9) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
6. 当事業年度末日現在の人員は取締役8名、監査役3名であります。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	活 動 の 内 容
小河原 佳 子	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回開催中14回出席し、大学教授としての食の安全・安心と食育に関する幅広い見識に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
鈴 木 廣 明	社外取締役	当事業年度開催の取締役会14回開催中13回出席し、金融機関で常勤監査役を含めての経験と民間企業における会社経営の経験に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
星 野 昌 洋	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回開催中11回出席し、金融機関で取締役を含めての経験と民間企業における会社経営の経験に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
佐 藤 健 次	常勤社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回開催中14回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
芳 賀 裕	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回開催中14回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
吉 津 健 三	社外監査役	当事業年度開催の取締役会14回開催中14回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 50百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況等を確認した上で、報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任の旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(5) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中の辞任または解任についての状況

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令等を遵守（以下「コンプライアンス」という。）し、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。

ロ 当社の事業活動または取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに内部通報窓口または外部通報窓口（外部顧問弁護士）に報告・通報する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保障するコンプライアンス・ホットラインも含まれる。

ハ 上記ロの内部通報があった場合、人事部内に設置したコンプライアンス委員会事務局は、違反行為の事実関係を調査したうえでコンプライアンス委員会を開催、再発防止策を決定し実行することで再発防止の徹底を図る。なお、重大な事案については、取締役会に付議するとともに審議結果を監査役会に報告する。

ニ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

ホ 内部監査結果を取締役会に定期的に報告する。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。

ロ 当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - ロ リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の具体的な対応策及び予防措置の検討を行う。
 - ハ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
 - ニ 内部監査室は、当社各部署の日常的なリスク管理の状況を監査する。
 - ホ 内部監査結果を取締役に定期的に報告する。
- ④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、担当役員決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、定期的で開催している経営会議（取締役等で構成）にて審議の上、執行決定を行う。
 - ロ 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、業務分掌規程において当社各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社における業務の適正性を確保するための体制
- イ 当社の内部統制を担当する部署を内部監査室とし、他の内部統制主管部と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 - ロ 内部監査室は、当社に対する内部監査を実施する。

- ハ 内部監査室は、当社の内部統制の状況について、年1回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- ロ 監査役より監査役の職務を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その要請に関して、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従い、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社の取締役及び従業員は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ロ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の監査役会への迅速な報告体制を確保するものとする。
- ハ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。
- ⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

イ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。

ロ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応統括部署は総務部とし、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、組織的に対応する。また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

イ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を開催するとともに、取締役及び監査役を構成員とする経営会議を毎週開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、経営会議においては、コンプライアンスやリスク管理に関する事項についても、必要に応じて随時協議しております。

ロ 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフ1名を監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室との会合を定期的を実施するとともに、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」という。）の継続について決議し、2024年6月21日開催の当社第54期定時株主総会における承認を得て継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

② 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

□ 大規模買付ルール概要

大規模買付者には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

③ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

□ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。

④ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、2027年6月に開催予定の定時株主総会終結時まででありませぬ。

⑤ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者が当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。内部留保による資金は、新規店舗出店に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図り利益還元を行う予定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第459条の規定に基づき取締役会であります。

また、当社においては自己株式の帳簿価額が剰余金の額を上回っていることから、その状況を解消するため、当株主総会第1号議案において、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替を行うことについて、ご承認をお願いしております。ご承認いただけた場合、当社における今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するとともに、分配可能額の充実を図ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	4,673,146	1 買掛金	1,040,032
2 売掛金	751,106	2 短期借入金	980,000
3 棚卸資産	289,642	3 一年内返済長期借入金	99,960
4 前払費用	214,065	4 リース負債	74,732
5 立替金	4,183	5 未払金	651,023
6 未収入金	22,163	6 未払費用	1,065,164
7 その他流動資産	8,176	7 未払法人税等	308,984
流動資産合計	5,962,485	8 未払消費税等	220,391
		9 預り金	18,684
II 固定資産		10 前受収益	11,053
1 有形固定資産		11 賞与引当金	324,584
(1) 建物	2,467,972	12 転貸損失引当金	1,307
(2) 構築物	404,320	13 ポイント引当金	29,143
(3) 機械及び装置	468,080	14 資産除去債務	9,025
(4) 車両運搬具	4,963	15 その他流動負債	12,418
(5) 工具器具及び備品	184,459	流動負債合計	4,846,507
(6) 土地	1,245,936	II 固定負債	
(7) リース資産	542,145	1 長期借入金	8,450
(8) 建設仮勘定	362,183	2 リース債務	178,212
有形固定資産合計	5,680,062	3 退職給付引当金	142,565
2 無形固定資産		4 資産除去債務	980,073
(1) 借地権	71,352	5 その他固定負債	104,666
(2) ソフトウェア	15,549	固定負債合計	1,413,967
(3) その他無形固定資産	11,820	負債合計	6,260,474
無形固定資産合計	98,722	(純資産の部)	
3 投資その他の資産		I 株主資本	
(1) 投資有価証券	95,045	1 資本金	4,988,077
(2) 出資	22	2 資本剰余金	
(3) 敷金及び保証金	1,134,544	資本準備金	3,351,532
(4) 長期前払費用	15,035	資本剰余金合計	3,351,532
(5) 繰延税金資産	439,058	3 利益剰余金	
(6) その他投資	28,704	その他利益剰余金	1,155,462
(7) 貸倒引当金	△3,732	繰越利益剰余金	1,155,462
投資その他の資産合計	1,708,677	利益剰余金合計	△2,380,515
固定資産合計	7,487,462	4 自己株	
		株主資本合計	7,114,555
資産合計	13,449,948	II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	22,481
		評価・換算差額等合計	22,481
		III 新株予約権	52,436
		純資産合計	7,189,473
		負債及び純資産合計	13,449,948

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上高	29,404,657
II 売上原価	9,029,898
売上総利益	20,374,759
III 販売費及び一般管理費	18,859,286
営業利益	1,515,473
IV 営業外収益	
1 受取利息	1,201
2 受取配当金	3,831
3 固定資産賃貸料	107,638
4 自動販売機手数料	15,591
5 その他	24,957
営業外費用	153,219
1 支払利息	10,151
2 固定資産賃貸費用	99,696
3 賃借料	25,334
4 その他	5,544
経常利益	140,726
VI 特別利益	1,527,965
1 固定資産売却益	300
2 収用補償金	22,891
3 その他	384
特別損失	23,575
1 固定資産廃棄損	114,387
2 減損損	44,843
3 その他	3,050
税引前当期純利益	162,281
法人税、住民税及び事業税	328,746
法人税等調整額	△94,954
当期純利益	1,389,260
	233,791
	1,155,468

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,988,077	4,934,485	149,332	5,083,817
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得			-	-
自己株式の処分			-	-
資本剰余金から 利益剰余金への振替		△1,582,953	△149,332	△1,732,285
利益準備金の取崩				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,582,953	△149,332	△1,732,285
当 期 末 残 高	4,988,077	3,351,532	-	3,351,532

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	62,800	2,930,070	△4,725,155	△1,732,285	△2,383,820	5,955,788
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益			1,155,468	1,155,468		1,155,468
自己株式の取得					－	－
自己株式の処分					3,304	3,304
資本剰余金から 利益剰余金への振替			1,732,279	1,732,279		△6
利益準備金の取崩	△62,800		62,800	－		－
別途積立金の取崩		△2,930,070	2,930,070	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	△62,800	△2,930,070	5,880,618	2,887,748	3,304	1,158,767
当 期 末 残 高	－	－	1,155,462	1,155,462	△2,380,515	7,114,555

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	11,648	11,648	24,819	5,992,256
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				1,155,468
自己株式の取得				－
自己株式の処分				3,304
資本剰余金から 利益剰余金への振替				△6
利益準備金の取崩				－
別途積立金の取崩				－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	10,832	10,832	27,616	38,449
当 期 変 動 額 合 計	10,832	10,832	27,616	1,197,216
当 期 末 残 高	22,481	22,481	52,436	7,189,473

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。）
以外のもの

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

工場（製造・物流部門）の資産は定額法、工場（製造・物流部門）以外の資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	7～38年
構 築 物	7～20年
機 械 及 び 装 置	4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見積額に基づき計上しております。

③ 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

④ ポイント引当金

販売促進のための来店ポイント付与によるクーポン利用に備えるため、利用実績に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる金額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額を費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社は、主として直営店舗におけるラーメン等の飲食サービスの提供を行っております。顧客からの注文に基づき料理を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、提携している外部ポイントプログラムを使用し、売上時に顧客へポイントを付与した際は、そのポイント付与分を控除した額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各事業年度へ配分する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「自動販売機手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃借料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗、賃貸不動産及び工場に関する固定資産	5,619,478千円
減損損失	44,843千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

当社では、店舗、賃貸不動産という個別物件単位及び各工場を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある店舗等については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌事業年度以降の事業計画に基づいて算定しております。

また、閉鎖の意思決定を行った店舗等のうち将来の用途が定まっていない資産については、回収可能額をゼロとして、その帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高の算定基礎である客数及び客単価、並びに経費であります。

客数については、店舗改装に伴う顧客の来店回数増加、営業時間延長によるディナータイムの客数増などにより増加すると仮定しております。客単価については、季節商品及び期間限定商品の商品力を高め、価格に合った商品提供を行い、併せてセットメニュー化することにより上昇すると仮定しております。経費のうち原材料費、光熱費、運搬費は、資源価格の高止まり及び円安により上昇、人件費は、人手不足等により上昇すると仮定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が伴うため、客数、客単価の変動により、売上高が変動する場合等、将来キャッシュ・フローの見積額が変動することにより、翌事業年度の減損損失に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 439,058千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は515,596千円であります。）

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、過去の実績値及び事業計画値に基づいて企業会計基準適用指針第26号による企業分類を行い課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、直営店舗をベースにした売上高及び経費であります。売上高は、店舗改装に伴う顧客の来店回数増加、営業時間延長によるディナータイムの客数増などにより客数が増加し、季節商品及び期間限定商品の商品力を高め、価格に合った商品提供を行い、併せてセットメニュー化することにより客単価が上昇すると仮定しております。経費のうち原材料費、光熱費、運搬費は、資源価格の高止まり及び円安により上昇、人件費は、人手不足等により上昇すると仮定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が伴うため、客数、客単価の変動により、売上高が変動する場合等、課税所得の見積額が変動することにより、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更

(資産除去債務)

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額114,876千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この結果、当事業年度の営業利益は1,676千円の減少、経常利益は1,740千円の減少、税引前当期純利益は12,260千円の減少となっております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳	商品及び製品	129,868千円
	仕掛品	14,875千円
	原材料及び貯蔵品	144,899千円
	計	289,642千円
(2) 担保に供している資産	建物	14,109千円
	土地	109,910千円
	計	124,020千円
上記の資産は、長期借入金108,410千円（一年内返済長期借入金99,960千円を含む）の担保に供しております。		
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		13,401,042千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	20,832,441株	－株	－株	20,832,441株

(2) 自己株式の数

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	1,723,342株	－株	2,750株	1,720,592株

(3) 当事業年度末における新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の種類及び株式数
普通株式 20,500株

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当
該当事項はありません。

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 191,118千円
- ②1株当たり配当額 10円
- ③基準日 2026年3月31日
- ④効力発生日 2026年6月19日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (注) 1. 2026年2月10日時点において、当社自己株式の帳簿価額が剰余金の額を上回っていることから、その状況を解消するため、本件配当に先立ち2026年6月19日に資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えを行う予定です。
2. 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）によって設定される信託に対する配当金2,064千円及び株式給付信託（BBT）によって設定される信託に対する配当金1,195千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	1,581,708千円
退職給付引当金	43,935千円
賞与引当金	100,029千円
未払事業税	39,802千円
未払社会保険料	15,756千円
減価償却超過額	142,529千円
減損損失累計額	212,774千円
投資有価証券評価減	17,158千円
ポイント引当金	8,981千円
資産除去債務	304,818千円
一括償却資産損金算入限度超過額	20,493千円
その他	38,164千円
繰延税金資産小計	2,526,152千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,399,376千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△611,179千円
評価性引当額小計	△2,010,556千円
繰延税金資産合計	515,596千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 65,652千円
その他有価証券評価差額金	△10,886千円
繰延税金負債合計	△ 76,538千円
繰延税金資産（負債）純額	439,058千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、製造設備、電子計算機及び店舗用機器等の一部を、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額17,080千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	77,965	77,965	—
敷金及び保証金	1,134,544	1,040,790	△93,754
長期借入金	(108,410)	(108,109)	△300
リース債務	(252,944)	(253,593)	649

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度（2026年3月期）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	77,965	—	—	77,965
資産計	77,965	—	—	77,965

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2026年3月期）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,040,790	—	1,040,790
資産計	—	1,040,790	—	1,040,790
長期借入金	—	108,109	—	108,109
リース債務	—	253,593	—	253,593
負債計	—	361,702	—	361,702

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・敷金及び保証金

これらは、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、保証金に含まれるゴルフ会員権は業者間の取引相場表等による価額を時価としております。これらはレベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(役員及び個人主要株主等)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	花春酒造(株) (注1)	福島県 会津若松市	30,000	清酒等の製造	—	商品の仕入れ 役員の兼任 従業員の出向	商品仕入(注2,3) 商品購入 出向者負担金の受取(注4)	49,320 2,182 920	買掛金 未払金 未収入金	5,331 — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員である新井田傳が議決権60%を直接所有しております。

(注2) 商品の仕入れは卸売業者を通して行っており、上記取引金額及び期末残高は卸売業者との取引金額及び期末残高であります。一部店舗にて酒類の小売販売を行っており、それについては直接仕入れをしておりません。

(注3) 価格等の取引条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注4) 従業員の出向については、覚書に基づき出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主たる事業はラーメン事業であり、当事業において収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はありません。よって、開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

② 履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 373円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円47銭 |

13. 追加情報に関する注記

(資本準備金の額の減少)

当社は2026年2月10日開催の取締役会において、2026年6月18日に開催を予定している定時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することについて決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにより、今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するとともに、分配可能額の充実を図るものです。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額3,351,532,078円を2,383,460,691円減少して、968,071,387円とする予定です。

② 資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の日程（予定）

① 取締役会決議日	2026年2月10日
② 債権者異議申述 公告日	2026年3月2日
③ 債権者異議申述 最終期日	2026年4月3日
④ 株主総会決議日	2026年6月18日（予定）
⑤ 効力発生日	2026年6月19日（予定）

(4) 今後の見通し

本件は純資産の部の勘定の振替処理となるため純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社 幸楽苑
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 島 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 友 裕
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 倉 克 俊
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸楽苑の2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2026年5月27日

株式会社 幸楽苑 監査役会

常勤監査役 佐藤 健 次 ㊟

社外監査役 芳賀 裕 ㊟

社外監査役 吉津 健 三 ㊟

株主総会参考書類

<議案及び参考事項>

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

当社における今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するとともに、分配可能額の充実を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 資本準備金の減少に関する事項

(1)減少する資本準備金の額	2,383,460,691円
(2)増加するその他資本剰余金の額	2,383,460,691円

2. 資本準備金の額の減少が効力を生じる日 2026年6月19日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	に い だ つたえ 新井田 傳 (1944年5月10日生)	1966年4月 味よし食堂（現当社）入社 1970年11月 当社設立、当社代表取締役専務取締役 1978年9月 当社代表取締役社長 2018年11月 当社代表取締役会長 2021年6月 当社代表取締役会長退任、当社相談役 2023年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） <重要な兼職の状況> 花春酒造株式会社代表取締役社長 株式会社ラニケアコーポレーション代表取締役社長	26,300株
[取締役候補者とした理由] 新井田傳氏は、1970年に当社を設立し、当社を今日まで導いた豊富な業務経験と経営全般に関する高い見識を有しております。当社の更なる企業価値向上へ向けて、重要な事項の決定及び経営全般を牽引できる重要な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	わた なべ ひで お 渡 辺 秀 夫 (1952年1月13日生)	1975年4月 株式会社東邦銀行入行 2005年6月 同行総務部長 2007年6月 東邦信用保証株式会社常務取締役 2011年5月 当社総務部長 2012年2月 当社執行役員総務部長 2012年6月 当社取締役総務部長 2015年4月 当社取締役内部監査室長 2018年6月 当社取締役経営企画部長兼人事総務部長 2018年10月 当社取締役人事総務担当 2019年6月 当社常務取締役内部監査室長 2019年7月 当社常務取締役財務経理部長 2019年12月 当社常務取締役 2020年7月 当社常務取締役内部監査室長 2021年6月 当社常務取締役 2021年9月 当社常務取締役内部監査室長 2022年6月 当社専務取締役内部監査室長 2023年3月 当社専務取締役 2024年11月 当社専務取締役管理本部長 2025年8月 当社専務取締役(現任)	2,000株
[取締役候補者とした理由] 渡辺秀夫氏は、長年にわたる金融機関での経験及び当社入社以来、管理業務全般に携わり、2012年に取締役に就任し、現在は専務取締役として、当社における豊富な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	はがまさひこ 芳賀正彦 (1976年12月14日生)	1999年4月 当社入社 2009年4月 当社埼玉県ディストリクトマネジャー 2010年4月 当社静岡県ディストリクトマネジャー 2011年4月 当社大阪府・北陸地区ディストリクトマネジャー 2011年6月 当社東京都・神奈川県ディストリクトマネジャー 2015年4月 当社西日本運営部ディストリクトマネジャー 2017年4月 当社関東地区ディストリクトマネジャー 2020年6月 当社FC業態推進部長 2021年7月 当社新業態推進部長兼FC業態推進部長 2022年10月 当社財務経理部長 2023年6月 当社取締役経営戦略部長 2023年9月 当社取締役経営戦略部長兼店舗運営部長 2023年11月 当社取締役管理本部長経営戦略部長 2024年6月 当社常務取締役管理本部長経営戦略部長 2024年11月 当社常務取締役営業本部長経営戦略部長 2025年4月 当社常務取締役営業本部長 2025年6月 当社専務取締役営業本部長 (現任)	2,300株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>芳賀正彦氏は、入社以来店舗営業・ディストリクトマネジャー・FC業態推進・財務経理・経営戦略業務に携わり、2023年に取締役就任し、現在は専務取締役営業本部長として、当社における豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	さ の あつし 佐 野 篤 (1962年11月7日生)	2003年 2月 当社入社 2004年 10月 当社社長室スペシャリストマネジャー 2011年 4月 当社社長室長 2018年 6月 当社広報マーケティング室 広報担当室長 2018年 10月 当社広報マーケティング部 広報室長 2020年 6月 当社退社 2024年 2月 当社社長室長 2024年 6月 当社取締役社長室長 2025年 6月 当社常務取締役社長室長 2025年 8月 当社常務取締役管理本部長社長室長 2026年 5月 当社常務取締役管理本部長 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社ラニケアコーポレーション専務取締役	200株
[取締役候補者とした理由] 佐野篤氏は、入社以来秘書、広報業務に携わり、2024年に取締役に就任し、現在は常務取締役管理本部長として、当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	か の まさ ひこ 鹿 野 昌 彦 (1975年2月26日生)	1997年4月 当社入社 2015年4月 当社北関東・甲信運営部ディストリクトマネジャー 2015年11月 当社群馬・長野・山梨運営部ディストリクトマネジャー 2020年6月 当社人事部担当部長 2021年11月 当社カスタマーサポート室長兼ヘルプデスク担当部長 2022年6月 当社社長室室長 2023年9月 当社店舗運営部長 2024年6月 当社第1店舗運営部長兼店舗運営企画部長 2024年11月 当社営業副本部長第1店舗運営部長兼店舗運営企画部長 2025年4月 当社執行役員営業副本部長第1店舗運営部長兼店舗運営企画部長 2025年6月 当社取締役営業副本部長第1店舗運営部長兼店舗運営企画部長 2025年8月 当社取締役営業副本部長第1店舗運営部長(現任)	1,065株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>鹿野昌彦氏は、入社以来店舗営業、ディストリクトマネジャー、人事、カスタマーサポート、ヘルプデスク、社長室業務に携わり、2025年に取締役に就任し、現在は取締役営業副本部長第1店舗運営部長として、当社における豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	(新 任) 近藤博之 (1967年4月30日生)	1990年4月 沖電気工業株式会社入社 2005年1月 沖電気実業(深圳)有限公司 財務部長 2008年6月 リケンテクノス株式会社入社 理研食品包装(江蘇)有限公司 管理部長 2023年1月 当社財務経理部長 2025年4月 当社執行役員財務経理部長(現任)	500株
[取締役候補者とした理由] 近藤博之氏は、長年にわたる財務経理の経験及び当社入社以来財務経理業務に携わり、現在は執行役員財務経理部長として、当社における経験と知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
7	(新 任) 片桐久 (1967年4月25日生)	1991年4月 株式会社大東銀行入行 2024年7月 同行執行役員関東ブロック長 2025年4月 当社執行役員経営戦略部長(現任)	0株
[取締役候補者とした理由] 片桐久氏は、長年にわたる金融機関での経験及び当社入社以来経営戦略業務に携わり、現在は執行役員経営戦略部長として、当社における経験と知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<p>こがわらよしこ 小河原佳子 (1972年12月17日生)</p>	<p>1996年10月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻非常勤助手 1997年4月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻非常勤助手 2002年5月 医療法人社団鶴亀 新宿海上ビル診療所非常勤管理栄養士 2004年9月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻専任講師 2013年4月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻准教授 2018年4月 武蔵丘短期大学健康生活科健康・栄養専攻教授（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2026年4月 武蔵丘短期大学学長補佐（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 武蔵丘短期大学健康生活科健康栄養専攻 教授 武蔵丘短期大学学長補佐</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 小河原佳子氏は、大学教授として栄養教育の研究や実習・演習、また食生活に関する食の安全・安心と食育に関する指導においては学内に留まらず、地方自治体との連携による地域住民の方々向けにも積極的に取り組まれています。 当社の事業そのものであります、美味しさと健康を追求する当社の経営姿勢に通じており、その専門性高い知見から当社経営に対しての助言・提案を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	鈴木 廣明 (1955年5月18日生)	1978年4月 株式会社東邦銀行入行 2009年6月 同行常勤監査役 2013年6月 東邦土地建物株式会社・株式会社東邦ビル 代表取締役社長 2018年4月 株式会社倉島商店（現株式会社クラシマ） 代表取締役社長 2022年4月 国立大学法人福島大学学外理事（非常勤） （現任） 2022年7月 当社顧問 2023年6月 当社社外取締役（現任） <重要な兼職の状況> 国立大学法人福島大学学外理事（非常勤）	0株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 鈴木廣明氏は、金融機関で常勤監査役を含めての経験と民間企業における会社経営の経験があります。その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営の監督と経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
10	星野 昌洋 (1945年1月5日生)	1968年4月 株式会社横浜銀行入行 1997年6月 同行取締役横須賀支店長 1998年11月 預金保険機構入構 2001年6月 株式会社朋栄代表取締役社長 2001年6月 群栄化学工業株式会社監査役 2003年6月 株式会社横浜みなとみらい21常勤監査役 2012年6月 当社監査役 2020年6月 当社監査役退任 2025年6月 当社社外取締役（現任）	2,000株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 星野昌洋氏は、長年金融機関に在籍され、その後も会社経営に携わられ経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しています。その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営の監督と経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	(新 任) あい 相原 とも 智恵 (1988年8月6日生)	2013年 9月 税理士今井明事務所入所 2020年12月 税理士法人今井会計事務所社員税理士 2023年10月 福島市固定資産評価審査委員会(現任) 2023年10月 今井智恵税理士事務所所長(現任) 2025年 6月 公益財団法人福島市振興公社監事(現任) <重要な兼職の状況> 公益財団法人福島市振興公社監事	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 相原智恵氏は、税理士として財務・会計に豊富な経験及び幅広い見識を有しており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営の監督と経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 当社は、新井田傳氏が代表を務める花香酒造株式会社とは酒類購入に関する取引があります。
2. 渡辺秀夫氏、芳賀正彦氏、佐野篤氏、鹿野昌彦氏、近藤博之氏、片桐久氏、小河原佳子氏、鈴木廣明氏、星野昌洋氏及び相原智恵氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 小河原佳子氏、鈴木廣明氏、星野昌洋氏及び相原智恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小河原佳子氏、鈴木廣明氏、星野昌洋氏及び相原智恵氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件を満たしております。
5. 小河原佳子氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 鈴木廣明氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
7. 星野昌洋氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、当社の役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考 スキルマトリックス

	氏名	属性	当社が期待する知見・経験				
			企業経営 事業運営	営業 マーケティング	財務 会計	法務 コンプライ アンス	人事 労務
取締役	新井田 傳		●	●		●	●
	渡辺 秀夫		●		●	●	●
	芳賀 正彦		●	●	●	●	
	佐野 篤		●	●		●	●
	鹿野 昌彦		●	●		●	
	近藤 博之				●	●	
	片桐 久				●	●	
	小河原 佳子	社外・独立		●		●	
	鈴木 廣明	社外・独立	●		●	●	●
	星野 昌洋	社外・独立	●		●	●	
	相原 智恵	社外・独立			●	●	
監査役	佐藤 健次	社外・独立	●		●	●	
	芳賀 裕	社外・独立	●		●	●	
	吉津 健三	社外・独立	●		●	●	●

- (注) 1. 「社外」：会社法第2条第15号または第16号に定める役員
 2. 「独立」：東京証券取引所届出独立役員
 3. 各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額216,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」といいます。）。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額3,000万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払い込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営

業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限期間の満了時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社

の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

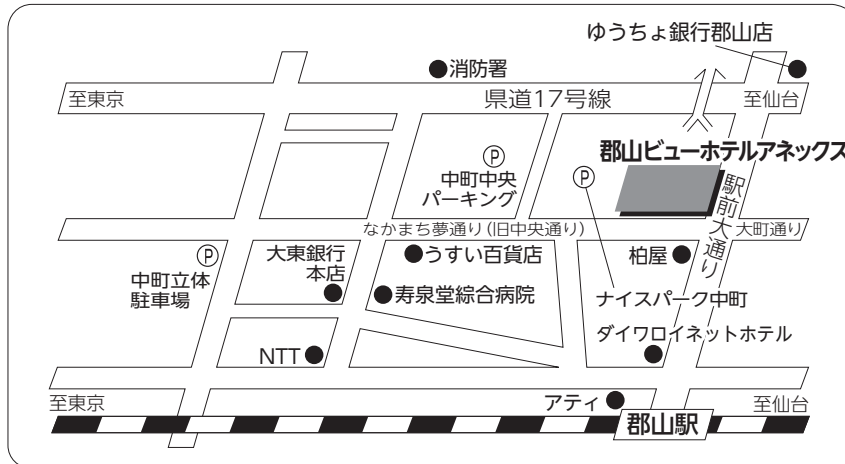
以 上

株主総会会場ご案内図

福島県郡山市中町10番10号

郡山ビューホテルアネックス 4階

電話 (024) 939-1111



JR郡山駅より徒歩5分